

令和7年 第3回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年3月25日 午後1時57分から午後4時07分
2. 開催場所 坂戸市役所201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	出		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
副課長	小俣千秋	主事	蛭間祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第3回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 林 昇 委員 林 真由美

11. 議決事項及び議事の要領

議案第10号 令和7年度最適化活動の目標の設定について

議長 議案第10号 令和7年度最適化活動の目標の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【令和7年度最適化活動の目標の設定等により説明】

最適化活動の目標の設定については、国で定めた様式があり、それに基づき令和7年度の目標を定め、実績とともに公表しております。

内容としては、「Ⅰ農業委員会の状況」、「Ⅱ最適化活動の目標」について、記載しております。農家・農地等の概要については、令和2年度に実施した農林業センサスや令和5年度に調査した農業構造動態調査の数値を記載しております。

最適化活動の成果目標のうち、農地の集積については、現在の管内農地面積1,160haに対し、集積の目標を令和15年度、集積率56%としており、埼玉県農業会議が示したものに倣って設定しております。そして、今年度の新規集積面積を40.42ha、今年度末の集積面積326.23ha、今年度末の集積率を28.1%としております。

遊休農地の解消については、現状は、1号遊休農地は現在耕作されず、かつ引き続き耕作されないと見込まれる農地であり、昨年9月から10月に委員皆様の調査による数値となっております。内訳としては、緑区分は草刈りによって耕作可能となり、黄区分は農業利用には基盤整備などが必要な農地としております。令和3年度緑区分の遊休農地14.60haに対し、解消目標面積を2.92haとし、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を2.97haとしております。

新規参入の促進については、直近3年度の新規参入者の状況、過去3年度の権利移動面積及びその平均を記載するとともに、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を3.40haとしましたが、埼玉県農業会議から指摘があり、権利移動面積の平均の1割以上を設定するように言われたため、3.41haへ修正をお願いいたします。

最適化活動とは認定農業者等に農地を集積し、耕作されていない農地の解消と新たに農業を営もうとする者の参入を促進するものですが、令和4年度から毎年度目標設定を行っております。推進委員等が最適化活動を行う目標日数については、1人当たりの活動日数を1月当たり7日としています。また、12月から2月までの3か月を活動強化月間としています。また、新規参入相談会への参加については、例年都内でイベントが開催されており、1名の参加としております。

さらに、推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標を定めており、集積面積、遊休農地の解消、新規参入への貸付目標は各地区の農地面積から按分しております。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第10号令和7年度の最適化活動の目標の設定については、原案のとおり決定したいと思っておりますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第10号は原案のとおり決定します。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の経営面積等は、議案書に記載のとおりです。譲受人は法人のため、農地を取得することが可能な農地所有適格法人の4つの要件を満たしている必要があります。

1つ目が法人の組織、法人形態に関することです。農業協同組合法に基づく農事組合法人、もしくは会社法の株式会社又は持分会社のいずれかであることとされており、譲受人は株式会社のため要件を満たしています。

2つ目が事業の内容に関することです。主たる事業が農業であることとされており、譲受人については水稻・麦を主に耕作しているため、要件を満たしています。

3つ目が農業関係者の総議決権の割合に関することです。農業関係者の有する議決権の合計が、総議決権の過半を占めることとされており、譲受人については、農業関係者の有する議決権の割合が100%になるため、要件を満たしています。

4つ目が経営責任者の要件、役員数に関することです。役員の過半が年間150日以上農業に従事すること、いわゆる常時従事者であることとされており、譲受人については、会社の役員数が3名であり、3名とも常時従事者であるため要件を満たしています。

以上のことから、譲受人の法人は農地所有適格法人の要件をみたしています。

譲受人は市内にて約76haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の経営面積等は、議案書に記載のとおりです。

譲受人は市内にて約0.6haの農地を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、今回の申請に至ったとのことです。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の経営面積等は、議案書に記載のとおりです。

譲受人は市内にて約1ha果樹を耕作しており、経営規模の拡大を図るため、

今回の申請に至ったとのこと。現地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 栗原委員
2番 勝呂地区 中島推進委員
3番 大家地区 小久保委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、数年前ご主人が病気で亡くなっております。亡くなる前に、譲受人である法人と、数回に分けて農地を譲るという話をされていたそうです。今回の申請農地については、譲受人の法人が以前から耕作を行っており、今後も水稻の作付けを行っていく予定だと伺っています。小委員会においても、譲受人が申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 2番案件の譲受人は、大学教授を定年後に農業を行っております。特に野菜作りに力を入れており、農業に割く時間に余裕ができたため、農地の拡大を検討していましたところ、譲渡人が高齢になり、畑を手放したいとの話があったため、今回の申請につながりました。
小委員会におきましても、譲受人が申請地を取得することについて問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 3番案件の譲受人については、息子さんと2人でブドウの果樹園を経営しており、ブドウだけでなく、夏にはスイカやほかの野菜等も出荷しております。経営規模を拡大し、より積極的に営農を行っていきたいと考えており、申請地については、ブドウ園にする予定だそうです。譲渡人はすでに亡くなっており、相続人もなく、自宅についても空き家の状態のため、相続財産清算人を通じて、処分することとなったようです。
対象地の現在の状況は、木が切られ、農地として保全された状態にあります。小委員会におきましても、譲受人が申請地を取得することについて問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第11号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第11号については許可と決定します。

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに1番から8番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

6番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

7番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

8番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適

合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 三芳野地区 齋藤推進委員
2～7番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員
8番 勝呂地区 中島推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人の息子は認定農業者であり、農地の管理は適切に行われていますが、譲受人が実家の近くに住宅を建てたいとの思いから、今回の申請に至ったそうです。該当地の隣接地は住宅のため、近隣農地への営農に支障はありません。小委員会では転用はやむを得ないとの結論になりましたので、ご審議をよろしくをお願いします。

委員 2番及び3番は隣接地であり、譲渡人が同じのため、まとめて説明いたします。元は兄が耕作を行っていたようですが、兄が亡くなってからは耕作を行う者がいないまま、譲渡人が高齢になってきたため、手放したいとの話があったそうです。小委員会では転用はやむを得ないとの判断となりました。

4番の譲渡人につきましては、夫が亡くなり、自宅周辺の農地で家庭菜園程度の耕作を行っていたそうです。耕作地以外については、今回の譲受人が雑草を刈るなど、管理を行っていたようですが、実家近くに家を建てたいとの希望があり、小委員会では転用はやむを得ないとの判断となりました。

5番の案件については、譲渡人は申請地を相続で取得しており、農業は全く行っておらず、草刈りのみで管理を行っている状況です。隣接地も転用の許可がされており、周囲の農地への影響もないと考え、小委員会では転用はやむを得ないとの結論になりました。

6番及び7番の案件については譲渡人が同一であり、申請地も隣接しているため、まとめて説明いたします。譲渡人によると、祖父が亡くなってから30年以上耕作は行っておらず、土地の形状的にも耕作が難しい土地であるとの話がありました。申請地の周辺は新規の住宅が増えている場所であり、近隣農地への影響は少ないと考えます。小委員会では転用はやむを得ないとの結論になりました。

以上の案件について、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 8番の譲渡人については、稲作の兼業農家として、代々農業を行っております。譲受人は譲渡人とは親子であり、いずれは農業を継ぐ予定となっているそうです。生活面や今後の営農を考え、実家近くに住宅を建てることとなったそうです。周囲の農地は譲渡人の農地であり、営農への支障はないことから、小委員会としては転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いいたします。

議長 1番から8番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、続いて9番から12番の案件について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

9番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については駐車場への転用、敷地拡張となります。

譲受人の現在の住宅敷地では駐車スペースが不足していることから今回の申請となりました。現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については、砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

10番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については集会所への転用となります。

現在の集会所が築60年以上で老朽化していることから建て替えが必要となり、地域の規模等に合わせて、自治会による新たなスペースでの申請となりました。現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に規定すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準では自己資金と市の補助金で賄い、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、建物からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

11番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については自己用住宅への転用となります。

現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

12番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については駐車場への転用、敷地拡張となります。

譲受人申請地隣の住宅に引っ越す予定であるが、現在の駐車スペースでは不足していることから今回の申請となりました。現地については、事務局にて適正に管理されていることを確認しています。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外である既存敷地の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第35条第5号に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水処理については砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
9番 入西地区 人見推進委員
10番 入西地区 浅見委員
11～12番 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 9番案件の譲渡人については、以前は申請地の近くに住んでいましたが、家庭の事情により引っ越され、現在の住所地にて生活されているそうです。申請地は、かつてはみかんが植えられ、管理を行っていたそうですが、現在は不動産会社が管理を行っているそうです。申請地の周辺は住宅であり、近隣農地への影響がないと思われることから、小委員会ではやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 10番案件の経緯につきましては、現在の集会所は昭和の初期頃に建築され、老朽化が進んでおります。また、小動物が住み着き、環境や衛生面から見てもよくないとの意見が地区住民から寄せられ、前区長の際に協議が行われ、建替えるとの結論に至ったそうです。県及び市との協議を経て、土地面積や塚が敷地内にあることから建替えができないとの結論になりました。その後、地区住民に対して集会所建設地を募り、候補地が設定されたものの、諸事情により転用の許可が下りなかったため、改めて候補地を選定し、今回の申請となりました。申請地の周辺は住宅であり、営農への影響が無いと思われることから、小委員会としては慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

委員 11番の案件については、昨年12月に許可された隣接地であり、譲渡人は高齢で、施設で生活しています。親族が管理のみを行っているようですが、近隣は住宅の建築計画もあり、小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

12番の案件は築40年程度の既存宅地です。申請地周辺は車がないと生活が難しい地域のため、駐車場は必要と考えます。小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 9番から12番までの議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。議案第12号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第11号は、許可相当と決定します。

議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長 議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、件数15件、筆数122筆、面積が合計105,970.82㎡となっております。

耕作者に対する確認要件としましては、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」において、案件の1番及び5番から15番の貸付け相手方が個人となる要件については、①農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められること、②必要な農作業に常時従事すると認められることを、事務局で確認しております。

また、案件の2番の農地所有適格法人が貸付け相手方となる場合については、①農地所有適格法人の要件を満たしていること、②農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められることを、事務局で確認しております。

最後に案件の3番及び4番の農地所有適格法人以外の法人が貸付け相手方となる要件については、①農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められること、②地域の農業者と協力し継続的・安定的農業経営を行うと見込まれること、③業務執行役員等のうち1人以上が耕作等の事業に常時従事することを、事務局で確認しております。

前回の農業委員会において利用権設定の新規受付が終了したため、議案としてではなく、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和7年4月1日始期の農地中間管理事業分が算入され、坂戸インターチェンジ地区の土地開発に伴う市街化編入に伴い、解約された農地中間管理事業分の面積を差引しますと、令和7年4月1日設定後の利用集積面積は3,508,059.32㎡となります。

議長 ご質疑等がございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は、意見なしと決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第13号は意見なしと決定し、坂戸市長に回答いたします。

議案第14号 農業委員会事務局職員の任免について

議長 議案第14号 農業委員会事務局職員の任免について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 別紙のとおり2名の事務局職員の昇任及び任用が生じたので、ご審議をお願いします。

議 長 ご質疑はございますか。

議 長 ご質疑等が無いようですので、採決を行います。
農業委員会事務局職員の任免については、原案のとおり任免することに決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第14号は、原案のとおり任免することに決定します。

報告第3号 専決処分の報告について

議 長 報告第3号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第3号ですが、2月の専決処分は、農地法第3条の3の届出8件、農地法第4条の農地転用届出1件、農地法第5条の農地転用届出8件です。
内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第3回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年3月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員